

主権回復60周年・沖縄本土復帰40周年

4月28日を 「主権回復記念日」に



サンフランシスコ講和条約に署名する吉田茂首席全権と全権委員

●今年「主権回復60周年」 「沖縄の本土復帰40周年」にあたります。

昭和27年（1952年）4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効し、今年で60年になります。

サンフランシスコ講和条約によって、「連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する」こととなり、日本は敗戦から6年8か月もの長期にわたる占領からようやく脱し、主権を回復したのです。

しかし、北緯29度以南の南西諸島や小笠原諸島などは米国の信託統治のもとに置くこととされ、沖縄の主権回復はさらに20年先となりました。

昭和47年（1972年）5月15日、沖縄が本土に復帰しました。今年、沖縄の本土復帰から40年の年でもあるのです。

昭和20年 9月 2日	降伏文書調印
昭和26年 9月 8日	サンフランシスコ講和条約締結
昭和27年 4月28日	” 発効（主権回復）
昭和28年12月25日	奄美群島復帰
昭和43年 6月26日	小笠原諸島復帰
昭和47年 5月15日	沖縄復帰

●自民党は「主権回復記念日」法案の成立を目指しています。

サンフランシスコ講和条約発効から60年、沖縄の本土復帰から40年。私たちは、独立国家としての日本の在り方を改めて考える時にあります。

4月28日は主権を回復した記念すべき日です。

自民党は、昨年（平成23年）8月26日、日本が主権を回復した4月28日を「主権回復記念日」とする法案を衆議院に提出しています。

「主権回復記念日」を定めることによって、多くの国民が主権国家の在り方、独立の意味を考える機会となります。自民党は、一日も早い「主権回復記念日」法案の成立を目指しています。